

同時廃止と管財との進行振り分けについて

第1 財産の価額による判断

1 破産手続開始決定時において、債務者が有する次の（１）から（７）までの財産の項目ごとの合計額のいずれかが20万円以上である場合は、管財事件とする。

（１）預貯金¹及び代理人弁護士への預け金

（２）保険契約解約返戻金

（３）居住用家屋以外の敷金等返還請求権

（４）退職金債権の8分の1

（５）自動車²

（６）家財道具その他の動産³

（７）債権、有価証券その他の財産権³

2 現金、預貯金⁴及び代理人弁護士への預け金については、その合計額が一定額を超える場合には、管財事件とする。

上記の一定額は、標準的な世帯の1か月の必要生計費（33万円）を参考とする。

第2 事件の類型による判断

次の1から5までに該当する場合には、破産手続開始申立ての段階で「破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する」と認めることが典型的に困難であることから、管財事件とする。

ただし、破産管財人による調査・換価を要しないことが破産手続開始申立て段階の資料のみから明らかである場合⁵は、この限りでない。

¹ 申立直前の給与・年金を原資とする普通預金を除く。

² 初度登録から5年を経過した自動車については、なお相当な価値があることが典型的にうかがわれるもの（ハイブリッド車、電気自動車、外国製自動車、排気量2500ccを超えるものなど）を除き、価額を0円とみなすことができるものとする。

³ 差押えを禁止されているものを除く。

⁴ 申立直前の給与・年金を原資とする普通預金も含む。

⁵ 例えば、4（否認対象行為調査型）については、現有の破産財団がなく、かつ財団から逸失している財産があっても否認権行使によって回収すべき財産がないことが、破産手続開始申立て段階の資料のみから明らかである場合などが挙げられる。なお、2（不動産型）については、不動産の実勢価格や被担保債権額、売却の難易等を考慮するものとする。

1 法人代表者及び個人事業者型

債務者が法人代表者の地位にあり、若しくは過去にその地位にあった場合、又は現に個人事業を営んでおり、若しくは過去に営んでいた場合

2 不動産型

破産財団に不動産がある場合

3 資産調査型

債務者の資産状況（資産の存否や価額及びその取得や処分の経緯等）や負債増大の経緯等が明らかでない場合

4 否認対象行為調査型

否認権の行使の対象となる行為が存在する可能性がある場合

5 免責調査型

免責の許否を判断するのに、管財人による免責不許可事由の有無又は裁量免責の可否についての調査を要する場合